

こんにちは！ひろこくです



広島国道事務所からの
お知らせ

平成27年 8月24日 16:00 解禁

平成27年 8月21日

同時資料提供先：合同庁舎記者クラブ
広島県政記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

NEXCOと合同で特殊車両の指導取締を実施します ～道路の安全利用を目指して～

広島国道事務所では、特殊車両通行許可制度の普及啓発と違反車両に対する是正指導を行うことを目的に、広島県警察本部交通機動隊と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。

この度、今年度6回目となる取締りをNEXCOと合同で以下のとおり実施しますのでお知らせします。

平成26年5月9日に策定された「道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針」に基づき、国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支える方にはより使いやすくといったメリハリの効いた取り組みを進めています。

国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

※特殊車両通行許可制度については別紙—2をご参照ください。

- 日 時 平成27年 8月24日(月) 14:00～16:00
雨天等により指導取締を中止する場合があります。
- 実施場所 ①国土交通省実施場所 一般国道2号(上り) 大竹車両計量所
(大竹市黒川一丁目地内：別紙—1参照)
②NEXCO実施場所 広島岩国道路 大竹 IC
- 協 力 広島県警察本部 交通機動隊
- その他 報道解禁は、8月24日(月)16:00としますので、ご協力をお願いします。
指導取締を行っている時のカメラ取材は、可能です。

(問い合わせ先)

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所

【担当】 管理第一課長 藤原 健
TEL (082) 281 -4131 FAX (082) 286-7901

【広報担当】 計画課長 梅林 幾彦
TEL (082) 281 - 4131 FAX (082) 286 - 7897

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>

※1 取締り箇所位置図



※2 国土交通省取締り箇所詳細図



検測状況

重量測定



長さ測定



幅測定



高さ測定



※ 掲載の車両写真は、取締の状況写真であり、違反の写真ではありません。

平成27年度の取締結果

今年度平成27年7月31日までに5回の特殊車両指導取締を実施しました。

実施日	路線	取締場所	取締台数	違反台数	措置命令	
					措置命令	警告
H27.5.26	国道2号	西条管理所 (東広島市西条町下三永)	8	5	0	5
H27.7.1	国道185号	呉取締基地 (呉市広本町一丁目)	5	4	0	4
H27.7.15	国道2号	大竹車両計量所 (大竹市黒川一丁目)	7	4	0	4
H27.7.28	国道2号	西条管理所 (東広島市西条町下三永)	4	4	0	4
H27.7.29	国道2号	大竹車両計量所 (大竹市黒川一丁目)	7	2	0	2
合計			31	19	0	19

事業者の皆さんへのお知らせ

平成25年3月より、繰り返し違反を行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。さらに違反が確認された場合は許可の取消及び告発を行います。

違反内容

- ① 無許可 ② 許可証不携帯 ③ 通行条件違反 ④ 措置命令違反

取締りの方法

■ 取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。



違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります。

■ 自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

中国地方整備局【特殊車両窓口一覧】

受付窓口名	住 所	電話番号
鳥取河川国道事務所 道路管理第一課	〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400番地	TEL 0857-22-8435
倉吉河川国道事務所 道路管理課	〒682-0018 倉吉市福森町1丁目18番地	TEL 0858-26-6221
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
浜田河川国道事務所 道路管理課	〒697-0034 浜田市相生町3973	TEL 0855-22-2480
岡山国道事務所 管理第一課	〒700-8539 岡山市北区雷町2丁目19番12号	TEL 086-214-2220
福山河川国道事務所 道路管理第一課	〒720-0031 福山市三吉町4丁目4番13号	TEL 084-923-2516
三次河川国道事務所 道路管理課	〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号	TEL 0824-63-4121
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131
山口河川国道事務所 道路管理第一課	〒747-8585 防府市国衙1丁目10番20号	TEL 0835-22-1785

各県・政令市などの窓口はこちらから <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

トラック運転手の皆様へ 特殊車両の 適正な運行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?

「特殊車両通行許可制度」



特殊車両の通行による社会資本への影響

道路 国民の財産として大切に使うもの



【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ、強度は一定の基準で定められています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になってきているものもあります。

車両 社会・経済活動に必要不可欠なもの



【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

道路の構造による制限 (申請制等)	道路運送車両の保安基準 (申請制等)	道路交通法 (多野)
長さ 通行(運送・積載)状態 で12m ※トレーラ車道幅はほとん ど12mを超過しません どこかで超過します。	自動車単体で2.5m 自動車単体で3.8m (一部道路では4.1m)	指定なし ただし、他の車両を導引 する場合は2.5m
幅 積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	指定なし ただし積載物のみ出しは 不可
高さ 積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m (一部道路では4.1m)	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車十乗員十積荷)	積載状態で20t (一部道路では最大25t にして最大25t)	指定なし ただし積載物の積重を 超えて積載してはならない (積載量)
軸重(※)	積載状態で最大10t	指定なし

どれか1つでも超える車両は、
「特殊車両通行許可」が必要になります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の道路を穿通している場合にあつては当該道路を穿通している車両を含む。)の積重、高さ、長さ及び最小回頭半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項

車両その積重、高さ、長さ又は最小回頭半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物の特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による基準若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行せよとするとする旨の申請に基づいて、必要経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる積重を制限し、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第5項に規定する限度を超える限度をこえる車両の通行を許可することができる。

H27.4.1

※H27.6.1からは一部許可基準が改正されています(別紙参照)

ルールを守って
みんなが安心できる
きれいな道路を!

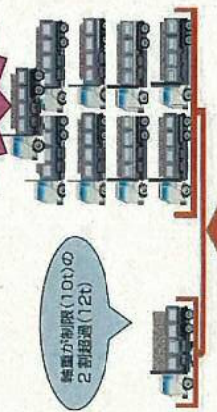
過積載車両が及ぼす 橋梁や舗装への影響

車両の積重による道路構造物の疲労に及びます。影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。



過積載車両が 及ぼす 橋への負担

橋への負担は
制限(10t)以下の車両で
9台以上!!!



仮に、大型車両1台が、積重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対しては約2倍、RC床版に対しては約9倍分の疲労が累積されることとなります。

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。



規制情報等はリアルタイムで更新しています

申請時及び運行時の参考としてください。



【ポイント】>道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。

(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

>許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。

>申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

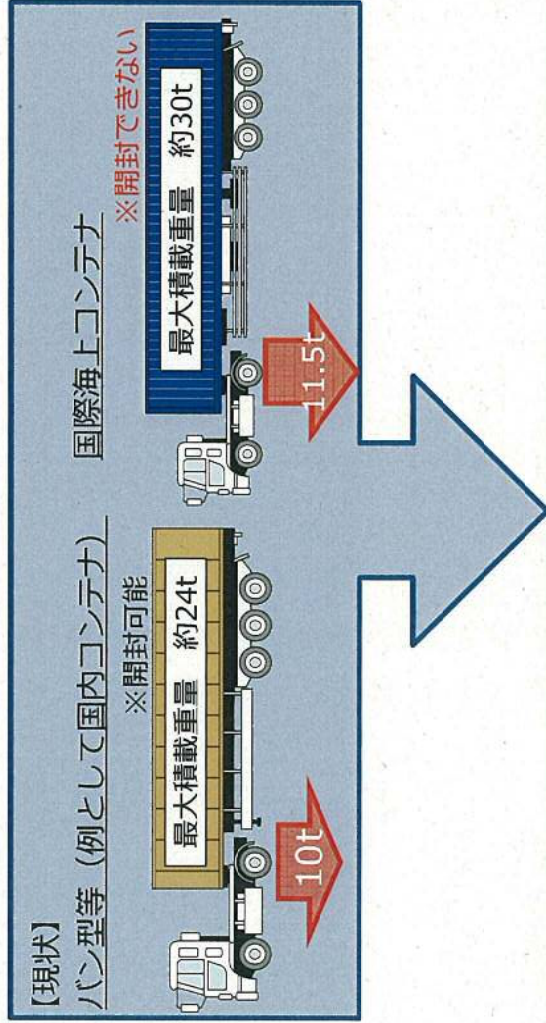
通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!!
申請から許可まで約2週間(道路管理者による常態のために時間を要します。車両や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。自動車検査記録記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

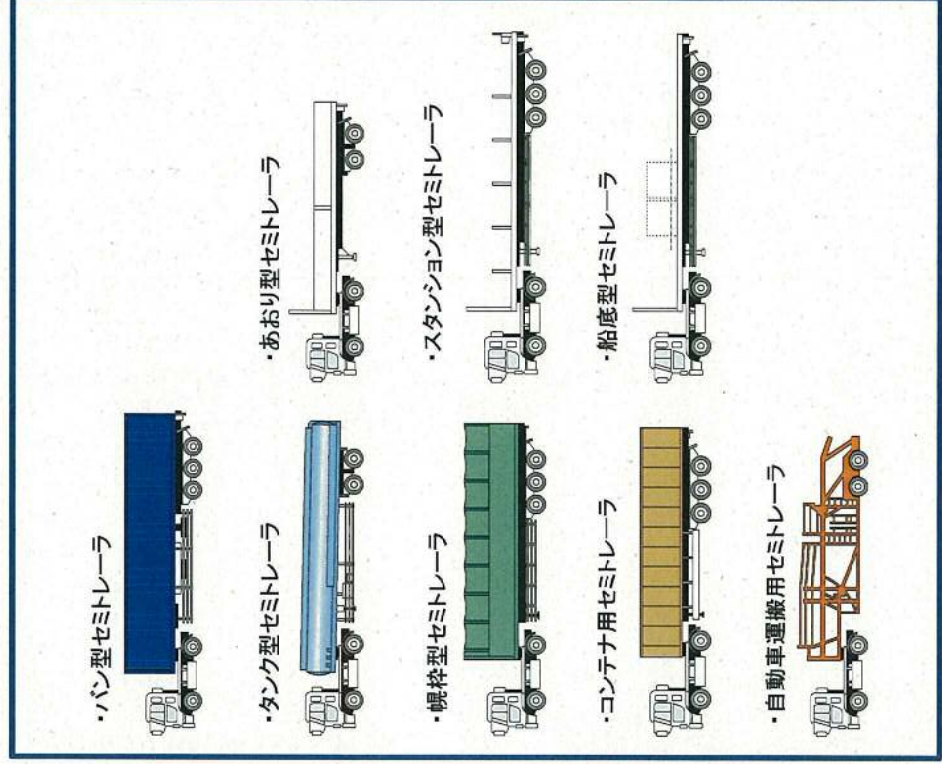
バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一について

○国際海上コンテナ輸送車両に限り許可されていた駆動軸重（11.5t【通常は10t以内】）をバン型等セミトレーラ連結車（2軸トラクターに限る特例8車種）にも同等の緩和を実施
 ※但し、エアサスペンションを装着する車両など、今回の緩和により道路運送車両法の保安基準適合となる車両が対象

■ 駆動軸重の緩和



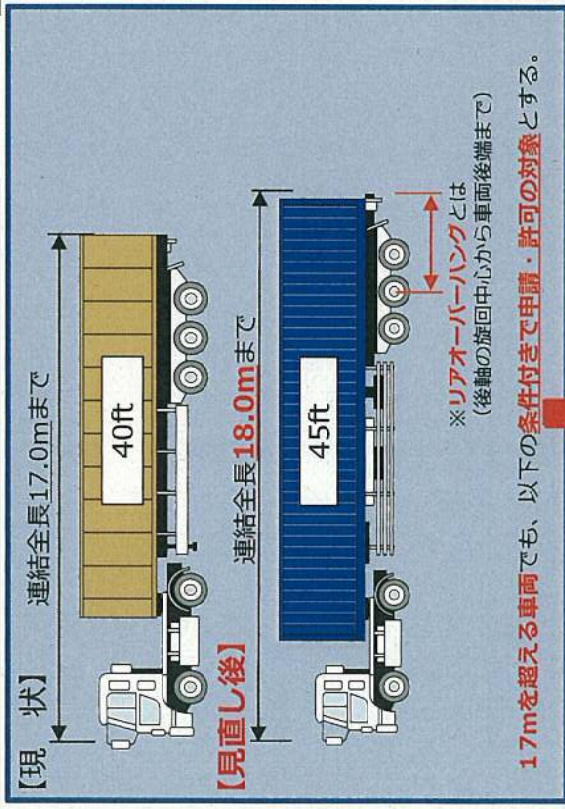
■ 緩和対象車両（特例8車種）



45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直しについて

- 従来の40フィートコンテナより長い45フィートコンテナ (+約1.5m) の需要があり、45フィートコンテナに対応するためには、車両長が17mを超える車両が一部存在
- そのため、45フィートコンテナを積載する車両を始めバン型等のセミトレーラ型等の車両 (特例8車種) の車両長の制限を緩和 (17m→18m) ※ただし、リアオーバーハングに条件あり
- また、通行許可の審査をする際にも、リアオーバーハングや交差点の交差角を考慮の上、審査条件を緩和

■全長の緩和 (海上コンテナ輸送車両の例)



- ①全長17.5mまで リアオーバーハング※ 3.2 m ≤ L ≤ 4.2m
- ②全長18.0mまで リアオーバーハング※ 3.8 m ≤ L ≤ 4.2m

■効果 (海上コンテナ輸送車両の例)



■審査条件の緩和

現 状	【車両分類 I-1】	【車両分類 0-1】
	14m < L ≤ 17m	17m < L ≤ 20m
見直し後	17mを超える車両でも、以下の条件付きで算定要領に定める車両分類 I による審査結果と同等とする。 → 申請経路内の交差点の交差角90°以内 かつ	

※特殊車両通行許可制度算定要領より

■緩和対象車両 (特例8車種)

※海コンに限らずバン型等セミトレーラ連結車全体を対象

